

男性社員のワーク・ライフ・バランス モデル創出業務

企画提案審査要領

令和3年5月
岩手県

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「男性社員のワーク・ライフ・バランスモデル創出業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）により実施するものとする。
- (2) 選考委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行う。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
内容の 的確性	理解度	事業目的を理解し、的確な提案となっているか	15	30
	計画性	事業のスケジュールが妥当か	15	
業務内容	事業内容	事業に係るコンセプトが明確で、工夫されたものになっているか	20	50
	事業効果	効果が得られる内容となっているか	20	
	独自性	取組の実施にあたり、独自性のある提案・工夫がなされているか	10	
業務遂行 能力	業務遂行能力	企業等の活動状況等から十分な業務遂行能力があると判断できるか	20	20
合 計				100

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された提案書等に基づいて行う。
- (2) 選考委員は、提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位5者まで順位点（1位＝5点、2位＝4点、3位＝3点、4位＝2点、5位＝1点）を付し、それを選考委員会で合計した総得点により順位をつけるものとする。

なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、後日、再度審査を行い、順位等を決定するものとする。この場合、持ち回りによって審査、決定することができるものとする。

- (3) 参加者が5者に満たない場合にも、選考委員会において提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。